

市第27号議案

横浜市屋外広告物条例の一部改正

横浜市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

令和 3 年 9 月 10 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市屋外広告物条例の一部を改正する条例

横浜市屋外広告物条例（平成23年 3 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第22条の 2」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長の」を「当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに市長に申請し、その」に改める。

第10条に次の 5 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域内において、活力ある街並みの形成又はその維持に特に寄与すると認められる行事、催物等のために表示し、又は設置する広告物等であり、かつ、その表示又は設置の期間又は時間が限られることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認められる場合で、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者と市長との協議が成立したときは、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第16条第 1 項の規定の適用を除外し、当該者は、前条第 1 項の許可を受けたものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 市長は、前項の協議の成立に必要な基準（以下「協議基準」と

いう。) を定めるものとする。

5 第 3 項の協議を行おうとする者は、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。

6 前項の規定による申出をした者（以下「協議申出者」という。）と市長とは、当該申出に係る協議の内容が、協議基準に適合するのみならず、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止により資するものとなるよう協議に努めるものとする。

7 市長は、前項の規定を踏まえた第 3 項の協議の結果、当該広告物等が協議基準に適合すると認めるときは、協議申出者に対し、当該協議が成立した旨を通知するものとする。

第12条第 1 項第 1 号中「条例」の次に「若しくは規則」を加える

。

第13条に次の 2 項を加える。

3 次に掲げる広告物等は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、同項第 5 号及び第 6 号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。

(1) 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの

(2) 管理用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの

4 次に掲げる広告物等は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、同項第 5 号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。

(1) 表示面積が 1 平方メートル以下の広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(2) 都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた商業地域に

表示し、又は設置するもの

- (3) 第 6 条第 1 項第 5 号の道路、鉄道又は軌道の区域から展望できないことが明らかであると市長が認めるもの

第16条第 1 項中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 投影広告物（建築物その他の工作物の外面に対し、投影装置を用いて投影する方法等により表示する広告物をいう。以下同じ。）

第16条第 2 項中「事項又は」を削り、同項第 1 号中「（以下「景観計画」という。）」を削り、「当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項」を「規則で定める基準」に改め、同条第 4 項中「又は事項」を削る。

第18条第 1 項中「よる許可」の次に「（第10条第 3 項（次条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けたものとみなされたもの（以下「みなし許可」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「市長の」を「当該広告物の表示の内容に変更を加え、又は当該広告物等を改造し、若しくは移転しようとする日の30日前までに市長に申請し、その」に改め、同条第 2 項中「当該満了の日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長の」を「規則で定めるところにより、当該満了の日の30日前までに市長に申請し、その」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（変更協議等）

第18条の 2 みなし許可に係る協議の内容を変更しようとする者は、市長に変更の協議を行うよう申し出なければならない。ただし

、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 第10条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の変更の協議について準用する。この場合において、同条第 3 項中「前条第 1 項」とあるのは、「第18条第 1 項」と読み替えるものとする。

3 前条第 4 項の規定は、第 1 項に規定する者が同条第 1 項各号のいずれかに該当するときについて準用する。

第19条第 1 項中「前条第 3 項」を「第18条第 3 項」に、「前条第 1 項」を「第18条第 1 項」に改め、同条第 2 項を削る。

第20条に次の 2 項を加える。

2 広告主等は、広告物等（規則で定めるものに限る。）を良好な状態に維持するため、前項の補修その他必要な管理を行う維持管理主任者を置かなければならない。ただし、広告主等が自ら維持管理主任者となることを妨げない。

3 前項の維持管理主任者は、第39条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる者でなければならない。

第20条の次に次の 1 条を加える。

（点検）

第20条の 2 第18条第 2 項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等について必要な点検を行わなければならない。

2 前項の場合において、当該広告物等のうち規則で定めるものについては、第39条第 1 項第 1 号に掲げる者その他規則で定める者に点検を行わせなければならない。

第22条第 1 号を次のように改める。

- (1) 当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者若しくはこれの維持管理主任者が、商号、名称若しくは氏名若しくは住所若しくは所在地又は法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。

第 2 章中第22条の次に次の 1 条を加える。

(処分、手続等の効力の承継)

第22条の 2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に変更があった場合は、この条例又はこの条例に基づく規則により、変更前のこれらの者がした手続その他の行為は変更後のこれらの者がしたものとみなし、変更前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は変更後のこれらの者に対してしたものとみなして、この条例の規定を適用する。

第23条第 1 項中「よる許可」の次に「(みなし許可を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 みなし許可に係る広告物等が協議基準に違反したとき、又はみなし許可に係る協議の申出事項に虚偽の事項があったときは、市長は、当該みなし許可を取り消すことができる。

第23条の次に次の 1 条を加える。

(公表)

第23条の 2 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、前条第 1 項又は第 3 項の規定による命令を受けた者に対して、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なくこれに応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第31条第 1 項第 1 号中「住所」の次に「又は所在地」を加え、同項第 4 号中「（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。）」を削り、「住所並びに」を「所在地並びに」に改める。

第47条第 4 項中「第10条第 2 項」の次に「若しくは第 4 項（第18条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を、「若しくは第 3 号」の次に「、第13条第 3 項若しくは第 4 項第 1 号」を、「第16条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項第 1 号」を加え、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項の次に次の 2 項を加える。

5 市長は、第19条の規定により第 9 条第 1 項又は第18条第 1 項若しくは第 2 項の許可をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

6 市長は、第23条の 2 第 1 項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

第48条中「第10条」の次に「（第18条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第49条第 1 項中「許可」の次に「（みなし許可を除く。）」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第38条第 1 項の講習会を受けようとする者は、規則で定めるところにより、3,000 円の手数料を納めなければならない。

第55条第 5 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

別表に次のように加える。

投影広告物	表示面積5平方メートル までごとに	2,400円
-------	----------------------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次及び第12条第1項第1号の改正規定、第22条の次に1条を加える改正規定並びに第31条第1項第1号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第20条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請し、又は申し出る新条例第9条第1項、第18条第1項若しくは第2項若しくは第19条の規定による許可又はみなし許可（新条例第18条第1項に規定するみなし許可をいう。）に係る広告主等について適用し、施行日前に申請するこの条例による改正前の横浜市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項、第18条第1項若しくは第2項又は第19条の規定による許可（以下総称して「旧許可」という。）に係る広告主等については、なお従前の例による。
- 3 新条例第20条の2の規定は、施行日以後に申請する新条例第18条第2項の規定による許可を受けようとする者について適用し、施行日前に申請する旧条例第18条第2項の規定による許可を受けようとする者については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧許可を受けている広告主等について

は、当該旧許可の期間が満了するまでの間は、新条例第20条第2項及び第20条の2の規定は、適用しない。

提 案 理 由

広告物活用地区において活力ある街並みの形成等に特に寄与する行事等のための広告物等の表示等に係る協議制度を新設する等のため、横浜市屋外広告物条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市屋外広告物条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

目次

（第 1 章省略）

第 2 章 広告物等の制限（第 6 条 — 第 22 条の 2）
第 22 条

（第 3 章から附則まで省略）

（許可）

第 9 条 市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の 30 日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

（第 2 項省略）

（広告物活用地区）

第 10 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 前項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域内において、活力ある街並みの形成又はその維持に特に寄与すると認められる行事、催物等のために表示し、又は設置する広告物等であり、かつ、その表示又は設置の期間又は時間が限られることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認められる場合で、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者と市長との協議が成立したときは、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 16 条第 1 項の規定の適用を除外し、当該者は、前条第 1 項の許可を受けたものとみなして、この条例の規定を適用する。

- 4 市長は、前項の協議の成立に必要な基準（以下「協議基準」という。）を定めるものとする。
- 5 第 3 項の協議を行おうとする者は、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。
- 6 前項の規定による申出をした者（以下「協議申出者」という。）と市長とは、当該申出に係る協議の内容が、協議基準に適合するのみならず、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止により資するものとなるよう協議に努めるものとする。
- 7 市長は、前項の規定を踏まえた第 3 項の協議の結果、当該広告物等が協議基準に適合すると認めるときは、協議申出者に対し、当該協議が成立した旨を通知するものとする。

（許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等）

第 12 条 次に掲げる広告物等は、第 6 条第 1 項、第 7 条、第 9 条及び第 16 条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 他の法令又は条例若しくは規則の規定により表示又は設置を容認し、又は義務付けられた広告物等

（第 2 号から第 7 号まで、第 2 項及び第 3 項省略）

（禁止地域等又は禁止物件に許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等）

第 13 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 次に掲げる広告物等は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、同項第 5 号及び第 6 号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる

(第 2 号及び第 3 項省略)

- 4 前 2 条の規定は、前 3 項の基準 又は事項 に適合しない部分を有する広告物等について準用する。

(変更及び継続の許可等)

第 18 条 この条例の規定による許可 (第 10 条第 3 項 (次条第 2 項において準用する場合を含む。)) の規定により許可を受けたものとみなされたもの (以下「みなし許可」という。) を除く。以下この条において同じ。) に係る広告物の表示の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物の表示の内容に変更を加え、市長の 、又は当該広告物等を改造し、若しくは移転しようとする日の 30 日前までに市長に申請し、その 許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- 2 前条第 1 項 (次項において準用する場合を含む。以下同じ。) の許可の期間の満了後に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該満了の日の 30 日前までに市長に申請し、その 許可を受けなければならない。ころにより、市長の

(第 3 項及び第 4 項省略)

(変更協議等)

第 18 条の 2 みなし許可に係る協議の内容を変更しようとする者は、市長に変更の協議を行うよう申し出なければならない。ただし、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

—

- 2 第 10 条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の変

更の協議について準用する。この場合において、同条第 3 項中「前条第 1 項」とあるのは、「第 18 条第 1 項」と読み替えるものとする。

- 3 前条第 4 項の規定は、第 1 項に規定する者が同条第 1 項各号のいずれかに該当するときについて準用する。

(許可の特例)

第 19 条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第 9 条第 2 項 (第 18 条第 3 項において前条第 3 項準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項又は第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の許可をすることができる。
前条第 1 項

- 2 市長は、前項の規定により第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第 47 条第 1 項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

(管理義務)

第 20 条 (第 1 項省略)

- 2 広告主等は、広告物等(規則で定めるものに限る。)を良好な状態に維持するため、前項の補修その他必要な管理を行う維持管理主任者を置かなければならない。ただし、広告主等が自ら維持管理主任者となることを妨げない。

- 3 前項の維持管理主任者は、第 39 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる者でなければならない。

(点検)

第 20 条の 2 第 18 条第 2 項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等について必要な点検を行わなければならない。

2 前項の場合において、当該広告物等のうち規則で定めるものについては、第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者その他規則で定める者に点検を行わせなければならない。

(変更等の届出)

第 22 条 広告主等は、この条例の規定による許可を受けた広告物等が、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該該当することとなった日から 7 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者若しくはこの維持管理主任者が、商号、名称若しくは氏名若しくは住所を変更したとき。
氏名若しくは住所若しくは所在地又は法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。

(第 2 号省略)

(処分、手続等の効力の承継)

第 22 条の 2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に変更があった場合は、この条例又はこの条例に基づく規則により、変更前のこれらの者がした手続その他の行為は変更後のこれらの者がしたものとみなし、変更前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は変更後のこれらの者に対してしたものとみなして、この条例の規定を適用する。

(許可の取消し、除却その他の措置)

第 23 条 この条例の規定による許可 (みなし許可を除く。以下この

項において同じ。)を受けた広告物等が、良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、当該許可の申請書に虚偽の事項があったとき、又は第 17 条第 1 項の規定により付した条件に違反したときは、市長は、当該許可を取り消し、又は当該広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者に対して、相当の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 みなし許可に係る広告物等が協議基準に違反したとき、又はみなし許可に係る協議の申出事項に虚偽の事項があったときは、市長は、当該みなし許可を取り消すことができる。

$\frac{3}{2}$ 前 2 項に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反した広告物等があるときは、市長は、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対して、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

(公表)

第 23 条の 2 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、前条第 1 項又は第 3 項の規定による命令を受けた者に対して、

その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なくこれに応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(登録の申請)

第 31 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に次に掲げる事項を記載した申請書（以下「登録申請書」という。）を提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所 又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(第 2 号及び第 3 号省略)

(4) 未成年者 （屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。）にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び 所
在地並びにその代表者及び役員 の氏名
所並びに

(第 5 号及び第 2 項省略)

第 47 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 市長は、第 10 条第 2 項 若しくは第 4 項（第 18 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 11 条第 2 項、第 12 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで若しくは第 3 項第 2 号若しくは第 3 号、第 13 条第 3 項若しくは第 4 項第 1 号、第 15 条若しくは第 16 条第 1 項 若しくは第 2 項第 1 号の規定により基準を設け、変更し、若しくは廃止し、又は第 10 条第 2 項の規定により第 7 条の規定の一部の適用を除外し、若しくは除外することをやめようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第 19 条の規定により第 9 条第 1 項又は第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の許可をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

6 市長は、第 23 条の 2 第 1 項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

$\frac{7}{5}$ (本文省略)

(告示)

第 48 条 市長は、第 6 条第 1 項第 2 号から第 6 号まで、第 10 条 (第 18 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) 又は第 11 条の規定により、地域若しくは地区を指定し、変更し、若しくは廃止し、基準を設け、変更し、若しくは廃止し、又は第 7 条の規定の一部の適用を除外し、若しくは除外することをやめたときは、その旨を告示しなければならない。

(手数料)

第 49 条 この条例の規定による許可 (みなし許可を除く。) を受けようとする者は、規則で定めるところにより、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

(第 2 項省略)

3 第 38 条第 1 項の講習会を受けようとする者は、規則で定めるところにより、3,000 円の手数料を納めなければならない。

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

第 55 条 次のいずれかに該当する者は、500,000 円以下の罰金に処する。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 第 23 条第 1 項又は 第 3 項
第 2 項 の規定による命令に違反した者

市第 27 号

別表（第 49 条 第 1 項）

広 告 物 等 の 種 類	単 位	金 額
(省 略)		
<u>投影広告物</u>	<u>表示面積5平方メートル</u> <u>までごとに</u>	<u>2,400円</u>